

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第二十三号

昭和四十二年六月二日(金曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

足立 篤郎君 大村 襄治君
鯨岡 兵輔君 小宮山重四郎君
河野 洋平君 三池 信君
村上信二郎君 渡辺美智雄君
只松 祐治君 平林 剛君
山田 耻目君 横山 利秋君
永末 英一君 田中 昭二君

税制及び税の執行に関する小委員長

金融及び証券に関する小委員

奥野 誠亮君 小峯 柳多君
笹山茂太郎君 砂田 重民君
西岡 武夫君 村山 達雄君
毛利 松平君 山下 元利君
広沢 賢一君 堀 昌雄君
武藤 山治君 村山 喜一君
春日 一幸君 広沢 直樹君

金融及び証券に関する小委員長

財政制度に関する小委員

菅 太郎君 河野 洋平君
永田 亮一君 西岡 武夫君
原田 憲君 藤井 勝志君
村上信二郎君 山下 元利君
阿部 助哉君 広瀬 秀吉君
堀 昌雄君 横山 利秋君
竹本 孫一君 広沢 直樹君

財政制度に関する小委員長

昭和四十二年六月十四日(水曜日)

午前十時三十九分開議

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十三号 昭和四十二年六月十四日

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 藤井 勝志君 理事 三池 信君
理事 毛利 松平君 理事 吉田 重延君
理事 平林 剛君 理事 武藤 山治君
理事 竹本 孫一君

足立 篤郎君 大村 襄治君
鯨岡 兵輔君 小峯 柳多君
河野 洋平君 砂田 重民君
永田 亮一君 西岡 武夫君
村上信二郎君 村山 達雄君
山中 貞則君 渡辺美智雄君
只松 祐治君 野口 忠夫君
広沢 賢一君 村山 喜一君
堀 昌雄君 山田 耻目君
柳田 秀一君 田中 昭二君
横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君
大蔵省主税局長 結城 義人君
事務代理 泉 美之松君
国税庁長官 横山 利秋君

委員外の出席者

議 員 横山 利秋君
総理府恩給局長 大屋敷行雄君
給問題審議室長 津吉 伊定君
大蔵省主計局給 出原 孝夫君
与課長 河野 共之君
厚生省保険局長 厚生省年金局長 河野 共之君
厚生省年金局長 河野 共之君
社会保険庁年金 滝沢 信夫君
保険部厚生年金 高橋 英雄君
局有鉄道監督 政課長

日本国有鉄道厚 中西 幸雄君
生局長 専 門 員 拔井 光三君

六月七日

委員河野洋平君辞任につき、その補欠として増岡博之君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員増岡博之君辞任につき、その補欠として河野洋平君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員廣沢直樹君辞任につき、その補欠として浅井美幸君が議長の指名で委員に選任された。

六月十日

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)
同月三日
公衆浴場業の所得税適正化等に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第一一三八号)
都官徳馬君紹介(第一一三八号)
会議員組織による音楽、演劇の入場税免除に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第一一五〇号)
登録免許税法等の一部修正に関する請願(保利茂君紹介)(第一一七三号)
貸金業の金利調整に関する請願(永井勝次郎君紹介)(第一一八六号)
貸金営業法制定に関する請願(中川俊思君紹介)(第一二四五号)

各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願(砂田重民君紹介)(第一二六五号)
戦傷病者の傷病恩給等担保融資額の是正に関する請願(砂田重民君紹介)(第一二六六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(横山利秋君外十三名提出、衆法第一三三号)
石油ガス税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七五号)
昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

横山利秋君外十三名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法

第一条中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「国家公務員」に改め、「要するもの」の下に「(第七号第五項の公共企業体の職員の場合を除き、以下「職員」という。)」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するも

の(以下「職員」という。)を「国家公務員のうち職員」に改め、「それぞれ同項各号の」を削る。
第五号第一項中「並びに第二号第一項第二号の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない理由により退職したもの」を削る。
第五号の二を削る。

第六号中「前四条」を「前三条」に改め、「(前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二)」を削る。

第七号第五項中「地方公務員が」を「日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社(以下「公共企業体」という。)の職員(公共企業体の役員を除く。以下「公共企業体職員」という。)又は地方公務員が」に、「その者の地方公務員を」「その者の公共企業体職員又は地方公務員」に改める。
第七号の二第一項中「又は第二号第一項第二号に規定する法人」を削る。

第十三条(見出しを含む)中「地方公務員」を「公共企業体職員又は地方公務員」に、「地方公共団体に就職」を「公共企業体又は地方公共団体に就職」に、「当該地方公共団体」を「当該公共企業体又は当該地方公共団体」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(在職期間に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現在に在職する改正後の国家公務員退職手当法第二号第一項に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項の職員とみなされる者を含む。以下「公務員」という。)のこの法律の施行の日における在職期間には、改正前の国家公務員等退職手当法(以下「旧法」という。)第二号第一項第二号に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む)に係る在職期間を含むものとする。

3 この法律の施行の際現在に旧法第七号の二第一

項に規定する公庫等職員として在職する者がこの法律の施行の日以後引き続き当該公庫等職員として在職した後引き続き公務員となつた場合におけるその者の退職手当については、なお従前の例による。

(日本専売公社法の一部改正)

4 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第四十三号の二の次に次の一条を加える。
(職員の退職手当の基準等)

第四十三号の二の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第五十条から第五十三号までを次のように改める。

第五十条から第五十三号まで 削除
(日本国有鉄道法の一部改正)

5 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第四十四号の次に次の一条を加える。
(職員の退職手当の基準等)

第四十四号の二 日本国有鉄道は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 日本国有鉄道は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

(日本電信電話公社法の一部改正)

6 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
第七十二号の次に次の一条を加える。
(職員の退職手当の基準等)

第七十二号の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

い。
2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第七十九号から第八十一条までを次のように改める。
第七十九号から第八十一条まで 削除
(退職手当の期間通算)

7 この法律の施行の際現在に旧法第二号第一項第二号に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む。以下「公共企業体職員」という。)として在職する者が、この法律の施行の日以後引き続き公共企業体職員として在職し、その者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のこの法律の施行の日以後における公共企業体職員としての在職期間に、その者がこの法律の施行の際に退職したものとするならば旧法の規定により退職手当を支給することとなる場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る在職期間を通算する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

8 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律
計への繰入れに関する法律
第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。
第二条を次のように改める。

第二条 削除
第三条中「前二条」を「第一条」に改め、「及

び公社等」を削る。
第四条の見出し中「又は納付」を削り、同条中「又は第二条」及び「及び納付」を削る。
(一般会計の受入金の過不足額の調整に関する経過措置)

9 この法律の施行前に一般会計において改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(以下「旧法」という。)第二号の規定により同条に規定する公社等(以下「公社等」という。)から受け入れた金額が当該年度における公社等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合における当該過不足額に相当する金額で、この法律の施行の際旧法第三号の規定による調整がされていないものがあるときは、当該調整がされていない超過額又は不足額に相当する金額は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日を含む年度の翌年度までに、公社等に返還し、又は公社等から補てんするものとする。

(総理府設置法の一部改正)

10 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第六号の三第四号中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正)

11 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第五条第二項中「引き続き一般職員」の下に「退職手当法第七号第五項に規定する公共企業体職員(以下「公共企業体職員」という。))」を加え、「一般職員」を「一般職員、公共企業体職員」に改める。

第六条第二項中「一般職員」の下に「公共企業体職員」を加える。

(防衛庁職員給与法等の一部改正)

次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

一 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第一条、第二十八條第二項、第二十八條の二、第二十八條の三並びに附則第八項及び第九項

二 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第五条（見出しを含む）及び第八條第三項

三 住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十五号）附則第五項

四 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第七十四号）附則第二項

五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十四号）附則第三十八項

六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百一条第二項

七 オリピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第三十八号）第六條第一項

八 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百四十二條第二項

九 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第三十九号）第四條第二項

十 港務労働法（昭和四十年法律第二百十号）第五十九條第二項

十一 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第五十五号）第五條第一項

十二 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第 号）附則第十六項

十三 札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭和四十

二年法律第 号）第六條第一項

理由

公共企業体等労働関係法との関連において、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員を国家公務員等退職手当法の適用範囲からはずす必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。横山利秋君。

○横山議員 ただいま議題となりました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社が、いわゆる三公社として発足いたしました。その職員は、国家公務員法、一般職の公務員の給与に関する法律などの適用を離れ、賃金をはじめとする労働諸条件については労使の団体交渉により決定するという公共企業体等労働関係法の適用を受け、もって企業の民主的、自主的経営の実をあげ、公共の福祉に資することと相なりまして、すでに二十年近くに及んでいるところであります。

この間、恩給制度につきましてもそれぞれ公共企業体職員等共済組合法による年金制度に改められていくことも御承知のとおりであります。しかしながら、その職員にとって重要な労働条件の一つとなつていく退職手当につきましても、公労法により団体交渉事項とされながら、依然として国家公務員と同様、国家公務員等退職手当法の適用を受けてきていることは、昭和二十八年七月二十九日、本院大蔵委員会において、「公共企業体等労働関係法との関連において、公共企業体の職員を本法の適用範囲からはずすことが妥当である」と考えられるが、他方、これと関連してその職員に対しては恩給法並びに国家公務員共済組合法の適用規定を排除して、一般の社会保険制度を適用す

ることも考えられるので、これらの諸問題を公正に解決する方途をすみやかに講じ、早急に再検討することとする。」という附帯決議が採択されていることや、昭和二十八年三月十日、公共企業体仲裁委員会は仲裁裁定第十号をもって、当然公労法上の団体交渉事項であることを明らかにしていることなどに見られるように、それ自体問題を残しているものであります。

他面、日本電信電話公社をはじめとしてこれら三公社事業のごとく、技術革新、拡充計画などの遂行が今日のごときその職員に多様な影響を及ぼす状況にありましては、退職手当につきましても多角的な実情に沿った労使の団体交渉による決定の必要性が痛感されているところであり、これらの理由に基づく改正のおもな点は次のとおりであります。

第一に、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社のいわゆる三公社職員の退職手当については、公共企業体等労働関係法の関連において、現在の国家公務員等退職手当法の適用を取りやめ、労使の団体交渉で定めることと改めようとするものであります。

第二に、この場合、公社職員と国家公務員相互間の在職期間の通算、及び公社の定める退職手当の基準など所要の措置を行なうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしたいと考えます。

以上が、この法律案の提案理由並びにその概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○内田委員長 石油ガス税法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の三案を議題といたします。

通告がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 最初、政府側に第一に意見を聞きたいことはこういうことであります。

共済組合法というものは、国家公務員並びに公社職員の福祉に対して非常に貢献をしておるのでありますが、もとよりそれは、毎月毎月の掛け金をかけて、そして保険的な感覚を持って、不時の問題あるいは老後の問題に備えておるのであります。ところが、私が最近、三休職をしたこととありますが、たとえば、二十年三十年まじめに勤めておる人が、たまたま最近はやりの交通事故に外であつて、つまり、国鉄だとか電電だとか専売の仕事を二十年三十年まじめにやっておつて、そうしてオートドライブでふとしたことで自動車事故を起こす、それが業務上過失事故に触れて刑罰に処せられる、休職になる、あるいは懲戒になるといふことがあるのであります。あるいはまた、これはわれわれ個人的な公職者としての体験であります。けれども、選挙運動に一生懸命になつて、ふとしたことで何かの形で選挙違反に問われることがある。つまり、私の申し上げたいのは、公社並びに国家に対する日常の仕事には何ら間違ひなく長年つとめて、忠実な職員として行動しておる者が、それ以外のことで罪に問われることがある。いまの現行法はそれに対して給付制限をしておる。これは共済組合の年金ばかりでなく、退職金なんかにしても同様であります。たまたま過失で交通事故をやつて相手に死傷を負わしたといふことは、これは過失とはいひながら、まことに遺憾なことでありまして、そのことの

罪を私はどうするわけではありません。しかし、それと、職員としての退職金なりあるいは共済組合の年金なり一時金にどういふ関係があるかという点であります。本法が制定されました当時は、そういうことはあまり考えないで、公社職員として、あるいは国家公務員としてその職に直接関係のある汚職をしたとか、あるいは社内におきまして破産罪を犯したとか、こういう場合を想定しておつたと私は思うのであります。ところが、最近私がはだに感じてゐる毒だと思つておつた者が、不慮の事故によつて休職なり、あるいは交通事故で有罪判決になれば懲戒免職ということになる、そのために、退職金ももらえぬわ、共済組合の年金も給付制限を受けるわということではひどいじゃないか、これは立法当時の想定になつたことではないか、こういうことを考へるのであります。これはどなたが御答弁願いますか。

○津吉説明員 先生御指摘のように、国家公務員共済におきまして、懲戒処分等を受けた場合は給付制限という規定がございます。これは申すまでもないことでございますが、国家公務員法の百七条に規定しておりますように「職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基く退職した場合又は公務に基く死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない」という規定を大もとにいたしまして、国家公務員共済組合法の第一条に目的として定めておりますように、「国家公務員の病氣、負傷」云々とありまして、「もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする」というふうにいたしております。したがうに、国家公務員共済の本旨は、いわゆる職域保険という性格を持ちまして、人事管理上の面と社会保障の面、これを総合いたしまして、公務の適正なる運営、その能率の向上ということに資す

ることを目的としておるわけでございますので、公務員において懲戒処分等を受けた場合は給付制限というものは、単純な社会保障というだけの面では非常に問題でございますが、人事管理的側面という点から見まして、ある程度の給付制限が認められるのではないかと。

これは沿革から申し上げますと、御承知のように、国家公務員共済組合審議会というのがございますが、その答申が三十四年、この新法ができましたときにありまして、その答申に基づきました給付制限の規定でございます。この給付制限が一律に、これも共済組合法の施行令にございまして、禁錮以上の刑に処せられた場合は百分の二十、懲戒処分によつて退職した場合はやはり百分の二十というふうな給付制限がございまして、先ほど先生のおっしゃいましたような交通違反というふうな事犯につきましては、これは施行令の十一條の九にございまして、その五項で「給付の制限は、各省各庁の長がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で大蔵大臣と協議して定めた割合を組合に通知したときは、その割合によるものとす」というアローアンスがあるわけでございます。全く勤務と無関係な事犯につきましてそれを給付制限するのは酷ではないかということ、これはその勤務との関連性におきまして、直接、間接という距離の程度の問題がございまして、その間における調整を、二〇〇の給付制限という範囲内において、その協議によつて操作をするというふうな仕組みになつております。

なお、他の制度におきましても、地方公務員共済あるいは公企体の共済、これは制限の程度が辛いの甘いものもございまして、同様な職域保険と労務管理、人事管理上の側面というものを見まして給付制限制度を設けておるといふ現状でございます。

○横山委員 あなたのお話によれば、業務に直接関係のない、たとえば交通事故のごときことについてはアローアンスがあるとおっしゃるので

が、そのアローアンスというのは何ですか。ケース・バイ・ケースで一々相談をされるのですか。統一した解釈なり協議があなたの方から出ておるのですか、通達か何か。

○津吉説明員 特段の統一した通達をいたしておるわけではございませんが、個々のケースにつきまして、協議を受けて回答をいたしておるといふ処理でございます。

○横山委員 私が申しましたように、私が体験したのは最近少なからずあるわけですが、それが、交通事故が起つたのはこういう状況だがどうしようかと、鹿兒島の何町の何番地で何がどうしたとかいふようなことが、一々あなたの方までいかねばならぬということになるわけですか。ばかげたことだと思ふのです。

私は、あなたがおっしゃつたような、この二段がまあですか、この共済組合法自身の立法の趣旨について少し変える必要があると思ふるが、同時に、現実的処理についても何かここで解釈を統一をして、この統一基準のもとに各省において行なわしめるのが普通ではないか。どうも私のそら耳かもしれないけれども、私の言うことは、各省でも大体首肯しておるわけですが、もつともだ、気の毒だ、できるだけのことはしようというのであります。どうもそれが温情的といひますか、ほんとはいかぬけど、まあひとつ顔を立てて、というふうな、そういう雰囲気であるのは、私はかばいにくい、おもしろくない。私は堂々と主張しておるつもりなんです。あたりまえのことだ、こんなことは、ということと主張しておるつもりです。

ですから、この機会に、この給付制限の条件について少し緩和する方式をきちんと加えることが必要ではないか、その基準をおきめることが必要ではないかという点を強く主張したいのです。どうですか。

○津吉説明員 先ほど申し上げましたように、国家公務員共済に限らず、いわゆる共済グループ全般につきまして、農林、私学に至るまで、と言

いますと変ですけども、農林、私学共済におきましても、そういう職域保険制度という側面からしまして給付制限の制度があるわけでございます。これらを総合的に見まして、統一した基準というのがどの程度可能であるか。たとえば、いま御指摘がありましたように、破産罪であれば給付制限がどれだけ、それ以外の犯罪、たとえば、特に交通違反であればどういふふうな、画一的に直ちにその基準を設定できるかどうか、これは検討を要するところであると思ひます。

それから、先ほどお答えいたしました、アローアンスがあります範囲内で主務大臣がその主務大臣の所管する自分の共済における給付制限の態様というものを基準的に検討いたしまして、その基準を協議いただくという方式も当然あり得るわけでございます。個々の具体的なケースにつきまして、先ほど例にあげられました某時、某所でどういふ交通事故が起つた、これは何は給付制限したらいいかというような意味での協議は、現実にはわれわれのところへはいりません。

○横山委員 先ほどおあげになりました共済組合法第一条ですが、「もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする」ということの趣旨は、封建的な要素は私はないと思ふのです。つまり、一個の人間が、役所ないしは公社以外のところで、公務員として、公社員として恥ずかしきことをしたという昔ながらのものの感覚というものは私はないと思ふのです。つまり、公務に忠実に、能率的に尋常普通に精勵をしておる人、何ら欠くるところのない人、そういう人が、公務以外の場所でも、まあ一番いい例は交通事故でありますけれども、そのほかの問題だと、多少のことをしたところで、それが一体その公務の能率的運営にどういふ関係があるのか。何か昔風に、お前は国家公務員でありながら人間として恥ずかしいかというふうな言い方は、これは近代感覚から少し違ふのではないかと。どうも

それが、まだまだこの種の公務員法なりあるいは共済組合法の中で潜在意識として、金勘定をするときにあるんじゃないかという感じがするわけであります。この点はどうかでありますか。

○津吉説明員 先生非常にむずかしい点を御指摘になったわけですが、それは、国家公務員が、国とのいわゆる雇用関係といいますが、勤務関係における立場は、これは通常の民間の雇用関係と同様であるかどうか、たとえば、給与は法定されておる、あるいは、公務員の労働運動というものが一般の民間と異なるというような点もございいます。さればといたしまして、直ちに、人間として全生活が昔の官制時代のように、すべてプライベートルな面でもきちっとしておるに越したことはないですけれども、たとえば、交通事故を起こしたからけしからぬやつじやというので、それを特に問題にするところまでもそれはいかないかと思ひます。しかし、そういう直接、間接の関係、距離はありますけれども、そういう事犯を起こしました場合に、公務の遂行に及ぼす影響というものはやはり何かあるということがあつて、これは公務遂行の過程において、その中で破産罪というものが一番極端な例であるかと思ひますけれども、交通事故という事で罰則の適用を受けたというやうなときでも、これはその程度においてやはり若干の関連がある、それがいま申し上げましたそのアローアンスのどの程度で給付制限の処理がされるべきものであるかという程度問題はございいますけれども、職域保険制度として、公務員の若干の、その程度の特種性という要素が加味された職域保険制度における給付制限としては、制度としてはやはりあるべきものであろうというふうに考えております。

アローアンスはありませぬ。私は、支給しないことができるというやうな趣旨があなたの趣旨じゃないかと思うのです。そういう理解をしていいのですか。

○津吉説明員 ちよつと誤解を招くやうな御説明をいたしまして恐縮でございますが、いまごらんになりました共済組合法施行令第十一条の九の第一項におきましては、「支給しない」と書いてございいます。これはおっしゃるとおりでございます。その次のページをごらんいただきますと、百十二ページの上の段でございまして、同条の五項で、「第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、各省各庁の長がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で大蔵大臣と協議して定めた割合を組合に通知したときは、その割合によるものとする。」これが実は先ほど申し上げておりますアローアンスの考えられておる部分であるという御説明をいたしておるわけでございます。

○大屋敷説明員 退職金は、総理府では人事局なのでございいます。

○津吉説明員 人事局に所管が移りました問題を申し上げるのはおかしいのですが、沿革によりましてお答えいたしますと、国家公務員等退職手当法の第八条にございまして、これは「退職手当の支給制限」でございまして、申し上げるまでもなく、普通退職あるいは長期勤続の退職、それから整理退職というやうな退職の態様によりまして退職手当の割合は違ひますが、そのいずれの退職手当につきましても「左の各号の一に該当する者には支給しない」とありまして、「懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者」という要件がございまして、これは支給しないということになってございいます。

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

ていないで、問題の焦点に近づいておるのですけれども、ぐあいが悪いのですが、しかし、これは運輸省並びに各省にも考えてもらいたいのです。いま私は交通事故を例に出しているのですが、そのほうが一番わかりやすいから言っているのです。まじめに働いておった人が外でオートナードで自動車運転をしておつた人が外でオートナードで自

○横山委員 公社職員はこの十一條の九に該当する条項はございいますか。同様でございいますか。運輸省、どなたか来ておりますか。

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

○中西説明員 ただいま御指摘になりましたやうな事例は、過去においてはあまり聞きませんのでございまして、最近、原付自動車というもので含めまして、非常に多数の職員が公務上以外に自分で自動車をもち、それで自分の用に使い、たまたま事故を起こすという事例が最近私どものほうにも耳に入るやうなことが出てまいっておりますことは事実でございいます。

○横山委員 公社職員はこの十一條の九に該当する

公社の場合にはまだいまの施行令云々と同じやうな条項はございまして、本法の二十條に「給付の制限」という点がございまして「この法律に基く給付を受けるべき者が故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、また、同様とする」という規定がございまして、この規定に基づいて運用しているということでございます。

○横山委員 総理府はちよつと呼んでないのですけれども、見えておりますか。大蔵省、前に退職金をやっておられるのですが、退職金の場合にはどうなっておりますか。運輸省でも大蔵省でもけつこうです。退職金については、この種の問題はどういう関係になりますか。

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

○横山委員 国家公務員共済組合法施行令第十一条の九です。刑に処せられた場合等の給付の制限。これはきわめて厳密に「次の各号に掲げる場合に当り当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。」と書いてあるのです。ここに

○横山委員 総理府はちよつと呼んでないのですけれども、見えておりますか。大蔵省、前に退職金をやっておられるのですが、退職金の場合にはどうなっておりますか。運輸省でも大蔵省でもけつこうです。退職金については、この種の問題はどういう関係になりますか。

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

○横山委員 残念ですが、その担当の総理府が来

ございます。

○横山委員 これは一応官ということでもないが、まとめとして大蔵省ということになると思うのでありますが、これは一回検討に値することではないかと私は思うのであります。本来ならば、国家公務員法及び公社法という立場で論議するのがほんとうであります。私は、交通事故があったから直ちに懲戒免職だということ自身、もう今日世間的にあまり納得させられないものがあると思います。そこで争いたいのでありますが、そこはまた別の機会にいたしまして、年金だとか一時金だとか遺族年金だとか退職金だとかをそういうことでやらない、あるいは、おまえは二割だといううなきめ方自身にやはり第二の問題がある。どういうふうな改正をしたらいいのか。この運用は、いまあなたからお話があったように、まだ多少のアローアンスはあるけれども、やはりきめ方がむずかしいとあなたもおっしゃっておられる。なぜむずかしいかというと、法律は、原則としてやらない、ないしは制限をするということになっており、その天井があるからだ。だから、天井の一部だけは私とはるべきだという感じがあります。その点について今後ひとつ検討してもらいたいと思うのでありますが、どうです。

○津吉説明員 先生おっしゃいますように、国家公務員法、その他公務員の勤務関係を規定いたします基本的な法規による制度をどのように考えていくか、その性格を考慮いたしました上で、先ほども御指摘ありましたような、退職手当においても、これは懲戒免職の場合に支給しないということになっておる、それから共済年金につきましては、先ほど来お話のとおりであります。これらはいずれも、本来国家公務員法、公社法の問題として議論すべきであるがとおっしゃるところ、全くそのとおりでございます。そういう勤務関係の本質というものが、こういう諸種の給付等の制度に反映してやはりあらわれてくるものであろうかと思ひますので、われわれ共済を担当しております者の立場からだけ申し上げますと、そういう公

務員関係あるいは公社の職員の公社における勤務関係というものがどのように性格づけられて評価されるべきであるかという検討がされました上で……(横山委員)「上で」じゃなしに、それとは別にやってくれというのだ。別にやるだけの理由がある。」と呼ぶ。やはりそこはそういう勤務関係の性格論というものが一つありまして、それで、公務員関係というものを給付面において処理する諸種の制度の評価というものがきまっていくなすべきものであろうかと思ひますので、検討をしないかとおっしゃいますれば、もちろん検討しないという回答をするわけではございませんで、検討はいたします。しかし、それは国家公務員、公社職員の勤務関係の性格を前提にいたしまして、慎重にそれを検討した上で——上でというの、あとでという意味じゃなくて、同時に検討をすべきものであろうかと思ひます。

○横山委員 あなたもどうも政治家づいてきて、検討しないかと言われれば検討すると言います。しかしながら慎重にやられて、しかも、公務員法の検討が済んでから——何を言っておるんだかわけがわからぬ。検討するのせぬのかということとは、しますと、はっきり言えばそれで済む。あなたの速記録を読んでいたら一体どっちを向いているかわけがわからぬのでは判断に困るから、結論をはっきり言ってください。

○津吉説明員 不明確で恐縮でございますけれども、十分公務員及び公社職員の勤務関係の性格の検討を前提にいたしまして、同時に、総合的に給付の面についての検討を慎重にいたしたいと思ひます。

○横山委員 私の聞くところによりますと、ある動物園長さんですか、交通事故をされましたね。あれはどういう処置になったか御存じでございますね、あなた。それから、某有名な小説家が交通事故をやつて人を殺しましたね。どういふ結果になったかあなた御存じですか。だから、ケース・バイ・ケースの現実的解決というものは適当にやっておるところがあるのです。それをみんな認

めておるのです。だから、現場の職員だけがそればかりかというばかげたことはないと思ひます。しかし、そういうような人が適当に行なわれた処置について私は非難しているわけじゃないのです。世間も、あの人は気の毒だ、なすべきことをよくやつたからそういう処置でもいいわけだ、そういうふうな言っておるわけだ。それに對してはだれも非難してないのです。それが現実なんだから。あなたが慎重に国家公務員法と相比べてなんと言っておる間に現実とは適当な解決がなされておるのです。それをだれも非難してないのです。上のほうばかりうまいことやって——うまいことじゃない、あたりまえの適切な解決だと思ふのですけれども、現場の人間だけが、いかにも恩着せがまし、おまえはいかぬのだ、公社職員として恥ずかしいことだけれども大目に見てこれだけやるぞというやうなやり方が、私は腹が立つ。だから、もっとすなおに、近代的感覚を持ってやつたらどうか。それを、これは役所に、公社に一生懸命つとめた、十年も二十年もつとめた人じゃないか、それが役所に何の関係なく、たまたま交通事故で、過失で人に死傷を負わした、だから、おまえは法律によれば退職金は一文もやらない、共済組合は二割だ、こういうことが現実感覚とそぐわぬと私は言っておる。あなたが国家公務員法の改正を待ってということに頭にかぶしたらしいけれども、私は国家公務員法の問題は別のところで争うけれども、しかし、それ

がかりにそうだとすると、年金だとか退職金というものは別の次元で議論ができるではないかと言っておる。現実にはそういう処理もしておるのだから、いまあなたに検討してくれと言っておること、は、検討ということとは検討なんだ、検討ということに何か三つも四つも冠詞をかぶして、実際、あなたが誠意があるかないかわからぬやうなことになくして、率直にばくの言うことが納得できるなら、情状としてわかるというのなら、すなおに検討すると言つたらどうです。

○津吉説明員 私はすなおに検討いたしますといふことを申し上げておるのであります。これは理屈といひますか、筋、たてまえといひましては、先ほど申し上げましたように、退職金、年金制度というのは、国家公務員法の第七七条が大もとになつておりまして、国家公務員法というのは、申すまでもなく、公務員の勤務関係というものの性格をあらわして諸種の規定があるわけでございますので、その中の退職金、年金制度というものを考えていくにつきましたは、やはり国家公務員法の全般的な勤務関係の性格というものを考えなければいかぬということを申し上げておるのであります。共済年金のほうの、いま御指摘になつております懲戒処分がありました場合の給付制限について、これを検討しない、あるいは、誠意を持って検討しないというための冠として、国家公務員法の検討をしなければおれのほうはやらないということをしておるわけではございません。これは筋の、理屈の問題として申し上げておるわけでございます。

○横山委員 はい、わかりました。十分にひとつ善処をお願いしたいと思ひます。次は、遺族の範囲の問題でございますけれども、国家公務員の退職年金制度が、公務員または死亡後における本人または遺族のその後における適当な生活の維持をはかることを目的とするというものであれば、その遺族の範囲は、公務員の在職中における被扶養家族と大体において一致されてもよいのではないかと一考を保持しておるのであります。これが第一番の問題であります。それから第二番目には、現在、遺族のうち、子または孫については十八歳未満の者に限るといふ年齢制限があります。しかし、十八歳というのは、通俗的に、昔からあるいろいろな角度でいわれておる数字でありますけれども、青少年の進学の実情、高校全入から、大学にも相当子弟が行つておる実情からいいますと、私も大学生のむすこを一人持つておるわけでありまして、われわれの年配からいいますと、われわれがもし不慮の事故がありましたときに、十八歳未満だからということ

になりますと大学をやめさせなければいけぬ、ないしは、それらの子供が就職していたところで、家計を維持していかないことは当然の状況であり、すから、最近の青少年の状況から考えましても、十八歳未満に限るという年齢制限については再検討する必要があるのではないかと、もう少し年齢制限を引き上げたらどうかと思われる。

また、夫、父母または祖父母に対する遺族年金については、その者が五十五歳に達するまではその支給率が停止されることになっていますが、遺族年金を受けることができる夫、父母または祖父母は、元来、公務員の在職中その俸給によって生活費が支弁され、生計を立てていたのがもうほとんどといつていいでしょうね。だから、年齢にかかわらず支給されるべきではないかということが考えられないものであるかどうか。

それから、旧法並びに改正後の災害補償法の例にならって、年金を受けるべき遺族とその他の給付を受けるべき遺族の範囲とに分かち、職員との親族関係等の深い一定の要件に該当する遺族、すなわち、現行法による遺族には従来どおりの年金を支給し、当該遺族がない場合には、遺族年金を受けるべき遺族の範囲の者のうち、生計維持要件、年齢制限等を撤廃したところの遺族に対して、組合員または組合員であった者のせめて払い込み掛け金相当分ないし持ち分処分的な考え方に立って一定額の一時金を支給することを検討することをしたらどうか。

この三番目の問題では、私が先般、ある長年働いていた職場の女性で体験をしたこととありますが、該当事者としてだれももう人がいないということですね。あれは葬祭金だけはたしかもらえるのです。あと、年金だとか一時金というものはだれももう人がないから一文ももらえない。それで、みんなが集まって、ちょっともらえないのか。退職金は別であります、掛け金もかけてあるのだから、どうしてそんな無慈悲なことだろうか、一人が死ねば、あといろいろその人のものがあれば整理しなければならぬ、だれかがめんど

うを見なければならぬということになりますと、いささかこれは酷ではないかということが、親族じゅうのお通夜の当然の話題になった。この点はどうお考えになりますか。

○津吉説明員 まことに、先生のおっしゃる側面は、その面におきまして非常にお気の毒であり、ごもっともであると思います。ただし、共済年金制度といえますものは、これは組合員がそれぞれ拠出をいたしまして、もちろん国庫負担もございしますが、そういう一定の財源をもちまして諸種の給付をやっていくという制度でございます。おっしゃいますように、非常に気の毒であるという場合、これをどの程度給付の対象にしていくかというその範囲によりまして、言うまでもないこととありますけれども、財源率に影響があるということとは当然でございます。

したがって、そういう給付を前提にする設計をいたしまして、掛け金はそれに必ずするように取る。これはちょっと余談になりますけれども、いわゆる掛け捨て防止といふことを一般的に考えてまいりますと、これは財源が一体幾らになるか、これは具体的に具体的には出てはおりませんけれども、その給付の範囲によりまして財源率に影響があるということは当然の話でございます。

したがって、国家公務員共済だけではございせん。厚生年金におきましても、若干の遺族の対象の入り繰りはございすけれども、たとえば、たゞいま御指摘になりました子供について、十八歳未満という要件は、これは国家公務員共済、厚生年金同様な給付の条件でございます。また、たとえば労災において、ずっと遺族をさがし歩いて年金支給遺族がおりません場合には、非常に緩和な条件で、たとえば配偶者とか、あるいは父母である、孫である等ということだけで一時金が支給されるという対象になる遺族であるという制度がございすけれども、これは本質的に、共済年金という制度と労災の補償という制度がやはり

性格的に差異を持つておるところであると私は考えております。ということは、労災は、やはり事業主が労働災害につきまして賠償責任を負うという、その賠償をいかなる形においてもやはり当然やるべきである、したがって、その賠償金、補償金を受け取る遺族はやはり一定の順位に応じて支給されていきますけれども、その補償金は何とかして受け取るべき相手を見つけてこれを給付するということが、むしろ賠償の本旨であるというので、遺族の範囲は、共済あるいは厚生に比べますと非常に広範になっておる。これは共済年金と補償制度、賠償制度との性格上の差異がここにあるのではないかと、いふふうに考える次第でございます。

○横山委員 財源問題となれば、一挙にこれはすべての問題について、何といひますか、議論が全然別な次元になってしまふのです。もちろん、あなたのおっしゃる通りに、財源問題を抜きにして議論はできないじゃないかと、言われれば、それもそうではあります、しかし、私の提起しておるものが、全く新しい問題、むしろ問題というよりも、全く新しい問題、むしろ問題というよりも、筋からいって、ほかの民法なり労基法なりと比べ、国共法、公共法、厚生法等を比較してみますと、ほかの法律では、たとえば兄弟姉妹がそうであります、適用しておるではないか、民法なり労基法なり。それで、しかも先ほど申し上げたように、死んでしまつて、法律上受け取るべき遺族がだれもないけれども、事実問題としては、本人は掛け金をかけたけれども、か、あと始末はだれかがやらねばならぬじゃないかというところなんかは、当然私は筋の通つた話だと思つております。該当事者がいない場合には、この一つの案では、私どもが社会党として出しておりますのは、遺族一時金に相当する額または遺族年金を一カ年分を一時金として親族に支給しろ、これが私どもの主張なんではありますけれども、もつと庶民的なお通夜の会議では、私どもはこれ

はこう言つてもいいのだといつても、しかし、それでもそう言わねにしろ、それにしてもひどいじゃないかということですね。出した掛け金はど

うなのか、いや、あれはもうほかの組合の皆さんが別な意味で恩恵を受けるのだと言つても、そういう説明では納得しないのです。そのつもりで自分が出しているのですから。だから、筋の通ることだといつても、これは財源問題ということに藉するところは私はできない問題である、こう考えるわけ。これはあなたも、事情としてはどうも同情に値するといふ話なんですけれども、どうなんですか。これまた検討ですか。

○津吉説明員 おれは掛け金をしたじゃないか、掛け金をしたのに、給付要件に該当しないので給付されないではないか、これは程度問題でございますが、基本的にはやはり保険制度によりまして運営されていく、社会連帯を前提にする保障制度として社会保険制度が動いているというときに、常に、おれが出したお金はそれだけ返してくれといふことに当然なります、これは共済制度というものは本質的に成り立たぬと思つます。そこで、給付の緊要性といふものを、やはりこれは厚生年金においても国共と同様な要件をとつておるわけでございます、また、先ほど再び御指摘になりましたような労基法とか労災法のはうの遺族の範囲というものは、これは共済年金における遺族のつかまへ方と非常に違ひまして、広範であることはたしかでございますが、これは重ねて申すようにございす、災害補償責任を負つておる事業主がその賠償をするという意味での労災であるわけでございます、労災あるいは厚生とのシステムの性格上の差異といふものを十分見きわめてその遺族の範囲を考へていくべきものだと思つますので、社会保険制度全体として総合的な検討を要するところかと思ひます。

○横山委員 いまの問題につきましては、まあ型どおりのお話でありますけれども、あなたも冒頭におっしゃつたように、実情の毒だと思つていうことについては、ひとつぜひまた別の角度で議論をいたしますから、検討をお願いいたしますと

思います。

次は、公社職員からこういう希望が出ておるわけでありませう。これは公社職員のみならず国家公務員でもそうであります。退職した場合に、病氣にかかって退職した場合に、引き続きその職域健康保険の病院なりあるいは関係医療機関を利用できる。民間でもそうでせう。ところが、退職するときの病氣ならば、ある年限継続して医療機関を利用できるけれども、それがなおつてしまえば、もう利用ができません、ないしは、退職したあとに病氣になった場合にはその医療機関の制度が利用できないということなんでしょう。

長年國家公務員として、公社職員としてあるいは企業の従業員として働いた者が五十五歳なり六十歳になって退職したあとは、長年の労働によって病氣が出てくるということは通常ありがちなことであります。しかも、五十五歳を過ぎて、からだも弱っておりませうからね。その場合は、いまは國民健康保険に加入をする、そして國民健康保険の被保険者として町のお医者さんにかかれということになっておるわけでありませう。これらの人の言ひ分は幾つもあるわけでありませう。

一つは、一番基本的には、長年自分のからだをよく知っているその職域の医療機関にかからしめてくれよということでありませう。掛け金を払つてもいい。そこでいう掛け金という意味は、複雑な意味、むずかしい問題があるということ、私どもにはわかるのですけれども、その人々はきわめて単純に、掛け金を払つてもいいからからしめてくれ、それが第一であります。

第二番目の本人たちの言ひ分は、「國民健康保険料は、平均して市町村税の約一・五倍であり、退職後二ヶ月間は現職当時の収入を基礎として、保険料を徴収されるので、退職者にとっては、大きな負担となる」。これは調べましたところ、場所によつて二年、ところによつては一年だそうでありませうが、いずれにしても、一年ないし二年は退職当時の収入が基礎になるので、これはたいへん負担が大きいというのが第二番目の訴えであります。

それから第三番目の訴えは、これは私はそんなことはないはずではないかと思ひますが、一応確かめておきますのは、「例へば本年三月退職した者は三月までは共済組合への掛け金を行つていたのに拘らず、國民健康保険はその年一ヶ月分を納入しなければならぬような、一部二重負担をさせられてゐる向もある」。そこで一部二重負担をさせられてゐる向のものですから、全部じゃないらしいのですが、どうしてそんなことになるのか私にはちよつとわかりかねるのであります。事ほどさように、ずいぶん長年勤続をして退職した人にとつては問題があるようでありませう。一例をあげてみますと、「東京では、本年三月三十一日退職した者が、國民健康保険に加入すると、昭和四十五年三月分まで十五万円（年額五万円）かかる。この年額五万円の計算の基礎は、住民税算定の基礎となつた前年度の収入が百十九万円以上のものである。保険金は、この額が最高限度となつてゐる。

國鉄共済組合における現行短期給付分の掛金は千分の三五となつてゐる。これは別のことであります。この人たちの訴えというは、実情としてはかなりわかると思ひますが、以上の訴えについて、政府側の御意見を伺ひたいと思ひます。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕
○出原説明員 御質問の第一番の点の、退職をしたときに、引き続き同じ保険制度の中で、たとえば健康保険なり共済組合の中で医療にかかりたいという御希望につきましては、従来からいろいろいわれておる問題でございます。ただ、医療保険の制度が國民健康保険制度を締めくくりいたしまして國民皆保険の制度になつてございしますので、職域の保険が、退職されますと國保の対象になるということでございます。引き続き、特に老齡の人についてどうするかといったような問題では、医療保険を総合的に考えるべき大きな問題でございします。按本対策の課題として、その一環として検討されることになっておりませう。それから第二番目の、退職後一年ないしは二年

間、退職時の、つとめておりましたときの所得を基礎にして保険料が課せられるという問題でございませうが、被用者保険の場合と異なつて、國民健康保険の場合には一年間の所得を基礎にせざるを得ないということ、前年度の所得を基礎にするということはやむを得ない事情があるわけでございます。

退職後二カ年間、要するに二年前のものを使つておるといふのは、東京都をはじめ若干の少ない例なんではございませうが、これは市町村民税の基礎になります所得をもとにして國民健康保険税の課税を課するといふ事情がございします。非常に膨大な量をかかえておるところは、前年度の所得をそのまま当該年度の市町村民税の所得を基礎にするといふことは、技術的に困難な事情がございまして、二年前に及ばざるを得ないといふのが実情であるわけでございます。おっしゃるような問題点が若干あるわけでございます。一面におきましては二年前の所得でございします。現在の所得よりも前のほうが低い場合もございませうが、逆に高い場合もあるわけでございます。御質問のような矛盾はあるわけでございます。これは私も私どもとしましては、できるだけ前年度の所得をとるよう指導はいたしておりますけれども、やむを得ずその前をとる、そういう場合には、特別なものにつきましては、保険者の裁量によりまして減免の措置をとることができるようになつております。現在の状況ではそれを活用するといふのははなはだでございます。

それから二重課税の問題でございますけれども、被保険者になつた日の属する月から保険料を課する、被保険者の資格を失つた月には保険料を課さないという形をとつておりますので、他の制度と二重に課税するといふことは、國民健康保険の制度上避けるようにこしらえておるわけでありませう。ただ、御案内のように、医療保険の制度がかなり多岐にわたつておりますので、若干一カ月ばかり

のズレというものが出てくるケースがございします。完全には調整できておるかどうか、ちよつと疑問の点もございませうが、おおむね一年間にわたつて、あるいは二カ月、三カ月にわたつて重複して保険料を課するといふようなことはございませう。何か、あるいは陳情の趣旨の取り違ひかもしれませんけれども、そういうことはないかと考えます。

○横山委員 第一、第二の問題は、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。特に第二の問題は、手続上やむを得ないから退職後の二年間は現職当時の給料で計算するといふことが手続上の問題であるならば、どう考へてもこれは適當でないと思ひます。何か十分検討をされて、是正されるように要望をいたしたいと思ひます。

次は、厚生年金法の特例老齡年金の問題であります。旧陸海軍の共済組合の組合員期間につきましては、すでに二十五年、三十六年、四十年の改正によりまして、厚生年金法の被保険者になつた者は、旧令共済の期間を厚生年金保険受給の資格期間としてだけ通算するようになりました。これは非常に當時改善をされたと考えられる点ではあります。それにしても、當時も議論されたところでありませうが、實際問題として、この資格期間だけでなくて、實際の期間をやつてもらひたい。そんなに多くの数ではないのであります。ほかの保険等と勘案してみても、厚生年金額計算の基礎になる被保険者期間として取り扱ふようにしてもらひたい。また、前項の改正措置がとられるまでの間、特例老齡年金受給者が死亡した場合に、遺族年金を支給するようにしてもらひたいという訴えは、これは旧軍属の今日民間にありませう諸君からの要望であります。

國家公務員共済組合法並びに公社の共済組合法におきましては、旧陸海軍及び外地共済組合員の問題につきましては、旧陸海軍をされておるけれども、いま民間におります人々、私の承知いたしておりますのは駐留軍関係に多いのでありませうが、そういう人たちはいささかの均衡を欠くと

感じられるのでありますが、いかがでございますか。

○河野説明員 ただいま先生から御質問のあった点でございますが、厚生省といたしましては、御質問の旧令共済組合の皆さま方が戦後大抵厚生年金の被保険者として資格を得られるという方がきわめて多かった、そういうようなことから考えまして、厚生年金の面、あるいはその後引き続いての国民年金の改正もございましたけれども、厚生年金、国民年金の分野におきまして、それらの旧令共済組合の方々につきましては一応これを資格期間として見る、こういうふうな改善をいたしたわけでございます。

その考え方といたしましては、これは老齢年金等の通算、通算老齢年金、こういうことで制度がまたがっております場合にその年金の通算をいたす、こういうことを考えたわけでございますが、その特例といたしまして、この旧令共済につきましても、資格期間を厚生年金あるいは国民年金において見る、こういうことにいたしましたわけでございます。したがって、私どもといたしましては、それらのものを見る場合に、厚生年金あるいは国民年金の被保険者としてあった期間だけをその厚年、国民年金の制度で見るとはやむを得ない措置かと存じておるわけであります。

○横山委員 やむを得ないというのは、資格期間とするのが精一ぱいだという意味ですか。

○河野説明員 私どもといたしましては、これを通算年金の特例といたしまして、資格期間の中に見込むという改善をいたしたわけでございまして、これは実際の問題といたしまして、それをから期間でなくて実をつけるという問題は、これはまた別の問題であろうかと考えておるわけでございします。

○横山委員 その別の問題を聞いておる、別の問題をやってやってくれないか、こう言っておるのです。資格期間にしたことは改善ではあるけれども、しかし、それではほかの公社職員や国家公務員の旧令共済の期間のものと比較して気の毒では

ないか、だから、百尺竿頭一步を進めて、つり合いをとってやれ、こういう意味で言っておるのです。

○河野説明員 御質問の趣旨はよく承知いたしておりますけれども、厚生年金あるいは国民年金の制度といたしましては、それらのものの資格、それらのものの被保険者であった期間について見るということになるわけでございます。

○横山委員 それはわかっているから、実をつけてやったらどうかという意味なんです。

○河野説明員 厚生年金の制度としては……(横山委員「これは実がつけれないのか」と呼ぶ)はい、そういうことです。

○横山委員 はい、といって、それだけ大きな声でおっしゃるのだけれども、実をつけてやったらどうか、他の関係もあり、つり合いをとってやったらどうかと言っているのですけれども、これはたいした数じゃないです、私の承知しておるところでは、——ちょっといま人数を忘れたのですけれども、あなたのほうで、どのくらいの人数で、どのくらいの財源が必要かということ計算されましたか。

○滝沢説明員 私のほうは現業面を担当しておりますが、ただいまの特例老齢年金の件数につきましては、二月末現在におきまして百三十一件、年金額におきまして平均四万三千円でございます。

○横山委員 たいしたことないな。どうなんだね、河野さん。

○河野説明員 通算老齢年金と申しますのは、資格期間を、それぞれの制度、二本以上の制度でございしますが、それを通算して老齢年金の資格が出る、こういう形でやっております。それぞれの給付の額につきましては、厚生年金は厚生年金の被保険者だった期間の額を見る、それからほかの制度についてはほかの制度で見、その額を合わせた額が支給される、こういうたてまえになっておるわけでございます。したがって、通算される場合には、厚生年金あるいは国民年金としての資格期間であった額を見るというのがたてまえに

なっております。そういうわけでございしますから、それにつきまして、そういう原則的なものの例外というふうな形になるわけでございします。そういう意味で私も先ほどから御返事を申し上げておるわけでございます。

○横山委員 百三十人ぐらいの人で、金額として四万円平均だということ……(発議する者あり)委員長、静粛にするよう命じてください。いま大事なところなんです。

○藤井委員長代理 御静粛に願います。

○横山委員 与党の諸君にもわかるように言いますが、とにかくわれわれは、旧陸海軍の共済組合の組合員、その人たちが国家公務員なり公社職員

になっていく人についてはうまいこと処理をしてきたわけだ。ところが、その旧陸海軍の人たちが、民間で駐留軍や何かにおるときには、その期間を資格期間として通算されてないわけだ。だから、実をつけてやれと言っておるわけですよ。それが向こうの話になると、全国で百三十人くらいになる。百三十人くらいで四万三千円平均ですか、つり合いがとれぬですよ。百三十人くらいなものだから声が小さいわけだ。ほかの人は、国家公務員や公社職員はうまいことやっておるのだ、なぜわしは実をつけてくれぬのだ、こう言うわけだ。大体皆さん御賛成のようですが、どうですか。

○河野説明員 先ほどから申し上げておりますように、旧令の共済組合員の資格であった部分について厚生年金で見るとは筋が違ふというところであろうかと思ひます。(発言する者あり)

○藤井委員長代理 静粛に願います。

○河野説明員 これは先ほどから申し上げましたように、もし厚生年金あるいは国民年金で見るというのは、ほかの老齢年金を通算する資格期間として見る場合でも、すべてそれぞれその被保険者期間であった制度によって見る、こういうたてまえになっておりますので、旧令共済組合につきましても、その旧令共済組合員であった部分につきましては、厚生年金あるいは国民年金以外の制度

でもってめんどうを見ようというのが筋であろうか、こういうことを申し上げているわけでございします。

○武藤(山)委員 関連して。

しかし、いまの議論は、理論としては一応成り立っても、現実に共済にはいまってない、それで厚生年金のほうへ全部移ってしまっている、国家公務員ではない、そういう人のことですね。したがって、それを共済のたてまえは共済で救済すべきだといつても、もう共済では救うひもが全然ついていないわけでしょう、本人とのつながりが。だから、どうしてもそういう場合には厚生年金で是正する以外はない。

その場合、厚生年金法を、そういう人を救済するために変えろと、どういう支障があるのですか。特例で変えたっていいのじゃないですか。法律さえ直せば救済できるのじゃないですか。どうですか。いまある法律の中ではできないけれども、その法律を直すことによってどんな不都合が出るだろう。ちょっとそこを明らかにしてください。

○河野説明員 これは、厚生年金のたてまえとしましては、一応厚生年金の被保険者として保険料を徴収し、厚生年金保険の被保険者である範囲についてこの法律でめんどうを見る、こういうたてまえをとっております。したがって、そういう基本的なたてまえをくずすという形になりますし、また旧令共済組合員につきましては、これは旧令共済のほうでいろいろと処理をされておられるかというふうに見ておるわけで、そういう問題もございまして、これを厚生年金等で扱うということには、私どもとしては問題があると考えております。

○武藤(山)委員 そうすると、いま横山委員の取り上げている問題を旧令共済のほうで一応通算期間に見て、それから厚年のほうでこの百三十人についてはこういう計算、手直しをしました、そういうことを旧令共済に基づいていままらでもやることは法的にはできることなのか、できないことなのか。手続上、国会で承認しさえすればできるの

か、できないのか。それはどうなんですか。旧令共済で、ではその分は見て、それで厚生年金のほうでこういう特例ができたので、この百三十人については、全部計算のし直しをして給付を認める、こういうことはどうなんですか。できるのですか、できないのですか、今の時点では。

○小沢政府委員 せっかくの御希望なりお問い合わせでございしますが、それはやはり厚生年金のほうの問題でございしますので、この共済のほうの問題で解決をされるというところは少し無理だと思ひます。

なお、先ほど来、私どもの大蔵省の所管ではありませぬけれども、やはり厚生年金というものの性格から見まして、資格通算のときにもいろいろ問題があつたのですけれども、資格だけは一応通算をしても、給付のときの金額の計算については、これは厚年の立場から見ますと全然別個な制度の対象者の問題でございしますので、いま百三十人というおことばがございしますが、これをやりますと、今度他の通算の関係の方々にも全部響く問題でございしますので、厚年がそれぞれやはり厚生年金加入者の保険料、そういうものでいろいろ財源計算というものを長時にわたってその見直しをつけながらやっていかなければならない、そういうたてまえから、これは制度としてなかなか困難じやないかと私は思ふのです。しかし、これは厚年のほうの立場で十分議論をしていただかなければいかぬ問題である。いま武藤先生のおっしゃる通りに、こちらで何かしろ、こう言われましても、少し無理かと思ひます。

○横山委員 時間がなくなりましたのでなんです。が、しかし、政務次官のおっしゃるのも少し筋が通らぬところが一つある。

それは、あなたも認めておられるように、この四十年に厚生年金保険法の改正によって、旧令共済の期間を厚生年金保険受給の資格年数としてだけ通算をしたという事実、これはまあ、やっちゃったわけですね。ですから、オール・オア・ナッシングならあなたの理論も通ると思うのですが、資格年数として厚年法の改正によって入れて

しまったわけですね。うちの中へ、玄関までは入れてしまったわけだ。それが座敷へ入っていかぬというのがそちらの話なんだけれども、いずれにしまつて、うちへ入れてやつたじゃないか、入れた以上は、玄関に立つておれというわけがないじゃないかというのが私の言い分です。あなたは、いや、玄関だけしか入れぬというつもりで入れたんだと言ひけれども、うちの中へ入れたことは入れた。その点は、あなた、論理が矛盾してしまふよ。(お茶ぐらい出すべきだよと呼ぶ者あり)

ですから私は、玄関まで入れたら——いまいしうろで、お茶ぐらい出せと言ひつゝも入つていられぬ、なんでも座敷へ入れぬか、そんな理屈の通らぬ話があるかというのです。しかしこれは、時間がございませぬのであれですが、私はまだ問題が残つておりますから、次回にもう一度厚生省とよく話し合つてみたいと思ひます。あまり長くなつては恐縮でありますから、次回までに話を打ち合わせてみて、問題をさらに詰めて提起をいたしたい。その際には、ひとつ政務次官も玄関説を振り捨てて、奥座敷説まで譲歩されるように要望いたしまして、きょうの私の質問を終わります。

○藤井委員 長代理 只松祐治君。

○只松委員 賛成法案でございしますから、与党の議員が少ないけれども、いたし方なく質問をいたしますが、前回この法案が審議される際には、私たちはまづこうから反対をしたわけですね。私たちの強い反対の結果、初年度五千万、二年度一千万、三年度一千万七千五百円、三年度の課税がなされる、こういうことになりました。本年度は第二年度目になり、現在一千万円になつておる。そこで今度の法案は、これをあと二年間続けよう、こういう趣旨の法案であるわけでございます。私たちは賛成ということを言ひましたけれども、本来は、これを廃止すべきだ、こういう立場をとつておつたわけですから、これはもう手をあげての賛成ではなくて、これもいたし方なくの賛成、こういうことになる。

そこで、本来はこれは運輸省の自動車局長等に

おいでいただいて聞いたほうがいいかと思うのですが、泉さんでもけっこうでございしますが、この法案が施行されて、私たちが反対いたしましたように、これだけの物価高の中でタクシール料金が上がらなくて済みました。あるいは、小さいタクシール会社というの、大きく上れば倒産をしなければならぬ、こういう状態でありましたけれども、幸い需給状況が一応好転をして、ガス料金も下がる、こういうことで、タクシール会社の倒産もそう見ないで済んだ、こういうことだと思ふのです。私たちが強く反対をいたしました原因が、いかに正しかったかということが私は立証されたものだと思ひます。長官もそのようにお考えになりますか、どうですか。

○泉政府委員 昨年から石油ガス税が課税になりまして以来の状況をいろいろ見てまいりますと、お話のように、石油ガスにつきまして、需給の関係が、それ以前に比べますと、かなり円滑になつてまいつておりまして、その関係で値段も、石油ガス税が課税になったからさらに大きく値上がりするといったようなことはなくて、むしろそれ以前とあまり変わらないといったような状況でありますので、タクシール料金の値上がりを見ずして現状に至つておる。そして一時は、本年から税額が一千万円に上がった分については納税しないといったような業者の意向も見られたわけでありましたけれども、しかし、先ほど申し上げましたような業界の状況からいまして、幸いにして円滑に納税をしていただいております。そういう点では、現在のところ問題はたいしてないというふう

に感じております。

○只松委員 ここで私は少し通産省に今後の需給状況の見通し——こういうガスは貯蔵タンク、貯蔵設備というふうなもの、非常に重要な関係になつてまいりますので、そういう問題について若干お尋ねをしようかと思つておつたのですが、来ておられないようでございますが、大蔵省のほうではわかりませんか。——では、この問題は次にでも

そうやって課税されたわけでございますけれども、私が見聞する限りでは、私たちがいつもいろいろ要望をいたしましたし、あるいは業界にも配慮を要求したわけでございますが、いわゆる中間の業者がこういうふうな大きな課税をされるということはあまり例が少ないわけでございます。それにもかかわらず、初めてこういう中間の中小企業者が相当多額の税を国税当局に納める、こういうことをすることになつたわけでございますが、私の見聞する限りではわりあい調子よくいつてゐると申しますか、そう大きな滞納もなく今日にきておるようでございますが、その後の収納状況といひますか、税の徴収状況はどういうふうになつておりますか。

○泉政府委員 いま申し上げましたように、石油ガス税の課税状況は相当円滑にいつておりまして、たとえば四十一年度の状況について申し上げますと、これは御承知のように、四十一年の三月に出荷したのから四十二年の二月に出荷したものの一年間でございしますが、その課税数量が八十一万四千四百五十九トンでありまして、それに対する税額が四十七億九千九百五十八万九千円、こういうふうになつております。もちろん、この間には税率が本年一月から上がつております。それまでの前の税率の分が相当多いわけでありまして、しかし、税率が上がりました後におきましても納付の状況は円滑にまいつておるように見受けられます。

○只松委員 いまの国税庁長官のお答えでも、円滑にいつておる、こういうことよろうでございます。そこで、本年おそれるこの税額は百億円をこす、こういうことになるだらうと思ひます。税率も上がりますし、また使用自動車の台数等も伸びておりますから上がるだらうと思ひます。百億円をこすだらうと思ひます。ところが、一般の酒造組合であるとか、あるいはガソリンの場合は一分まゝ納めるとか、あるいはガソリンの場合は一年分まとめて納めるとか、税によつては、大蔵省あるいは国税当局がそれぞれに優遇措置なり何なり講じておるわけですが、きょうは時間がありません

んからそれほど論議いたしません、山中委員からも強い付帯意見が出されましたように、何と申しましても、中小企業者の中間業者、メーカーでもなければ直接小売りでもない、そこにこういうものが課税をされている。

たとえば、いま多く手形が使われているわけですが、その手形というものは、一月月、二月月というのとはとどなく、三カ月なり半年なりというのが多い。そういう中で、この税だけは二カ月ごとに納めなければならぬ、こういう状況にある。そこで延納の手続やなんか、延納でも二カ月しかできないわけですが、それをやるのに国債及び銀行保証に限られておるわけですが、銀行保証をとるにも平均二十日から一月近くかかる、平均二十五日ぐらいかかる、こういうことでございます。というのは、支店長じゃなくて頭取の認めをもらわなければならぬ、こういうことに銀行保証はなっておるようでございます。これが、非常に収納状況が悪いとか、税の徴収に非常に危険が伴う、こういうことになれば、もっと手続を強くするとか何とかいうことを考えるべきでしょうけれども、いまの状況で、しかも、今後においてもその収納状況の悪化というものは予測されない場合は、しかも、こういう本質的に課税の対象にするのとはどうかと思われるような中間業者、スタンド業者に課税をしておるわけですから、私は、大蔵当局、国税当局が何らかの優遇措置をやばり講ずべきだろう、そういうものの一つとして、いま二カ月になっておるのを何とか三カ月にする、あるいはこの保証を、受け取り手形でも認める、こういう形のものをお考えになってもいいのではないかと、こういうふうにも思うわけですが、そういう点について何らかの便法を講ずる余地というものがありませんかどう。

○泉政府委員 御承知のとおり、石油ガス税につきましては、一月月の間にそのガソリンスタンドで出荷と申しますか、移出いたした分につきましては、その翌月末までに申告いたしまして、さらに翌月末に納付する、したがって、平均して十五日とかりにいたしますと、納付までに二カ月半の期間があるわけでございます。まあ、三十日の月もあれば三十一日の月もありますから、日数であらわしますと七十六・二日とか何とかいう数字になるようではあります、そういう期間があるから、問題はその間に代金が回収されるかどうかということにかかっているかと思ひます。私どものほうで代金の回収状況を調査いたしておりますが、東京地区と大阪地区で若干違いがあるようでありまして、大阪地区では七十・八日というところでありまして、これはもう十分その期間の中に入る、それから東京地区におきましては七十八・七日ということでございますので、若干いまの七十六日を二日ほどオーバーしておるような状況であります。しかし、御承知のように、その納期限から、担保を提供しますとさらに一月月延納ができるということになっておりまして、通算いたしますと、正確にいうと百六・何日ということになるわけでありまして、

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

常識的にいっても三カ月半でありまして、三十一日の日数なんか計算すると百六・何日ということになるわけでありまして、その期間からいたしますと十分回収できるのであります。もちろん、いま申し上げました代金回収の日数というのは平均でございますので、長いものがございまして、お話のように三カ月の手形というものもあるようであります。しかし、平均いたしますと、いま言ったような数字になっております。

したがって、たとえば東京国税局管内におきます延納の状況を見ますと、業者が二百八十業者おるわけでありまして、そのうち、延納を申し出ておりますのは十四件だけでありまして、その数はかなり少ない姿になっております。もっとも、こういう人たちはスタンドを一カ所だけなしに数カ所持っておりますので、そういったことからいたしますと、スタンドごとに延納を認めておりますので、延納件数といたしましては十八件

になっております。しかし、いざにしまして、その数字はたいしたことはないようでありまして、

ただ、いまお話の担保につきまして、実は、私どものほうで担保の制限をいたしておりますのは、揮発油税と地方道路税だけでありまして、石油ガス税につきましては、別段、銀行保証に限るとか個人保証を認めないというようなことはいたしておりません。個人保証でもいいということにいたしておられます。ただ、個人保証の場合におきましても、もし延納した税額が納付されないというところになりますと問題が起きますので、信用力のある個人に限る、こういうことにはいたしておるわけでありまして、先般も、たしか只松委員からお話のございました、こういったスタンド業者の人が協同組合をつくっている、あるいは以前からスタンドの協会有りまして、そういったところで連帯保証をするというふうなことはどうだろうかというふうなお話があったわけでありまして、ただ、現状におきましては、協同組合が一応できたのであります、ほとんど活動いたしておりません。それからスタンド協会のほうは、会費を集めるだけでありまして、資産が全然ありません。したがって、私どもとしましては、別段どういふ保証でないとかぬというのではないのであります、やはり資金を持っておって、それが納税について延納を認めるに際して担保になり得るという資力がある場合に限らざるを得ないということになるかと思ひます。無資産のものに保証といわれても、ちょっと、万一のことを考えますと問題がございまして、したがって、何らかの資産がございすれば、それをもとにいたしまして連帯保証でも認めることができると思うのでございしますが、いかんせん、現在のところ資産がございませんで、そこまですべておられない状況にあり

ます。

○只松委員 いまあまり延納の必要はないというふうな趣旨のお話があったわけですが、これは、初めてできたのに、今後国税当局に善処分を要望

したりいろいろなことをする、その場合に、滞納したり何かしたりして納税成績がよくないと、そんなことではだめだということで、私たちが、事あるごとに積極的に納めるように、あるいは滞納している人があれば、業界の人がお互いに切磋琢磨して納めさせるように、こういうことをやっておるようですね。そこで私は、そんなに悪くないはずだ、こう言っておるわけですが、お互いに業界同士でも、悪いところが一月月か滞納すると、あそこは悪いじゃないかということ、知った人を通じて督促して納税させるとか、そういうことで非常に納税成績があがっておるようですね。そういう結果、東京あたりではこういういい結果——全国的にそうですが、いい結果が出ています。何ぶんにも中小企業者でありますから、納税するのにも手間がかかるし、いろいろなことから始まって、それから個人担保といひましても、やっと自己資金でスタンドをつくった、こういうことで、いわゆる酒造メーカーあるいはガソリンや何かのメーカー、こういうメーカーと違って、大きな金を動かしたり、あるいは銀行にそんなに強い信用力があるというものではないわけですね。にもかかわらずこれだけの成績をあげてきている。しかも、本年から多少税率が上がるわけですから税額が全国で百億円をこすという状態になってくる。そうするならば、たとえば酒造組合に対しては二十万円のものが奨励金みたいな形で出ておりますね。こういう形にするか何かは別にしたところ、とにかくこういう納税組合に対しては若干の奨励金が出る、こういう形のものがあるわけですが、中間業者がこれだけ苦心して、国税当局、国政に協力しておるならば、何らかの優遇措置というものはやっぱり講じてもいいのではないかと、こういうことを思うわけですね。そういう点について、私はここで法案として酒造組合のような形でせよということまでは申しません。しかし、ガス税法ができるときは、委員会でも附帯決議にいたしましたか、そういう意見を若干出したわけですが、けれども、まあ考慮する、こういうことに――

これは議事録を調べてみなければ、附帯決議になつたかどうかはちよつと覚えませんが、そういうことをひとつお考えになつていただきたい。というのは、これもそのときちよつと申しましたけれども、たとえば、タクシーは全部納めておるけれども、トラックなり何なり、こういうことを順次——これは出ておりますように、一酸化炭素の量が少いとか、あるいはほかのいろいろな面で乗用車とかタクシー以外にも普及してきておる。こういうものは、スタンドを使わないで、家庭ボンベ等に入れる向きその他も出てきておりますね。こういうような面等、いろいろなことを考慮して、やはり納めるべき税金は納める、そのかわり、納めたものに対しては、青色申告に対していろいろの優遇措置を講じておるように——白色に対してはそれほどないけれども、青色は優遇措置を講ずる。来年度からは完全給与制を実施する、白色にはそういうことをしない。こういうふうでありますように、国政に協力する、こういう納税団体に対しては、しかも、スタンドという中間業者のこういうものに対しては、やはり優遇措置を講ずべきではないだろうか、こういうことをそのときも思つて、その後一年間の状況というものを見てまいりまして、皆さん方の前に行けば——国税当局に何か二、三日前も呼び出されたそうですが、内容がわからないというところで行かなかつたようでございますが、国税当局等に参加すると、やはり業者ですから強いことが言えない。ぼくらのところに来れば、そういういろいろな悩みやなんかをいろいろおっしゃるわけですから、ひとつ、そういう点も十分に御配慮をいただいて、円滑な納税行政を行なうように努力されたらどうか、こういうことを思つておるわけですが、こまかい問題、スタンド協会の資金運用その他等、ここで論議をすべき問題ではありませんが、私は議論いたしませんけれども、そういう点の御配慮があれば、そういうふうにも私たちは善処をしたいと思います。ひとつ、重ねて長官のそういう点に対する善処方をお願い申し上げた

と思ひます。特に、これも技術的な面になりますが、手形で不渡りになれば、それはすぐ業者が責任を負うわけですから、それほとんど問題は生じてこないと思うのですが、手形で銀行保証にかつて一カ月くらいのものを認める、こういうことができるかどうか。その点も、きょう即答ができなければ、あとで検討してお答えいただいでけっこうでございます。

○泉政府委員 お話のように、石油ガス税の納税義務者になっておりますのは、いわゆるスタンド業者でございます。中小企業者でありますことはお話のとおりであります。したがって、私どもといたしまして、あの法案が成立する際いろいろお話がございました点を十分考慮いたしまして行政をやっているわけでございます。たとえば、石油ガスの容器の表示証を私のほうで印刷いたしまして、これを協同組合を通じて各組合員に配つて、それを表示することによって、課税のものであるかそうでないかということが明確にできる、それによつて協同組合としての力を強めていくことができるというやうな形もとっておりまして、いろいろ御相談に応じて措置をしてきていますわけでありまして。

ただ、先ほども申し上げましたように、せっかくつくつた協同組合があまり働きをしておらないのが現状であります。この点につきましては、ひとつ通産省ともよく打ち合わせまして、どういふ形が業界として最も望ましいものであるか、どうして協同組合の形でうまくいかなのであるか、そういう点を十分検討いたしました上で、さらに適切な措置を講じたい、このように考えております。

なお、手形で保証したらどうかというお話でございますが、手形にもいろいろございます。銀行の保証のある手形ですとあれであります。個人間の手形でございますと、なかなかそれを担保に保証というわけにはまいりかねると思ひます。それよりはむしろ、いま申し上げましたように、協

同組合なりあるいはスタンド協会なりに資金がありまして、その資金を見返りに連帯保証するといったやうな形のほうが望ましいのではないかと、このように考えております。

○只松委員 通産省がお見えになっておりませんので、これで私の質問を終わりますが、いままで、たとえば都市ガスにいたしまして、石炭ガスだつたのがプロパンなりブタンなりナフサなりぶち込んでおる。あるいは都市ガスが七百万戸に対してプロパンガスが千二百万戸、こうやってふえてきております。あるいは、明年度あたりから新たにLNGとかあるいはLNGとか、こういうものがアラスカ等から入ってくる。こうやって日本の燃料革命というのは、家庭燃料あるいは工業燃料その他大きく変化をしてきています。またすると思ふのです。したがって、こういう問題に対する課税のあり方、あるいは、その前に全体としての燃料エネルギー行政といひますか、当然それに伴つてどう課税をしていくか、いまガソリン税とか揮発油税がかかつておりますが、LNGにはこういうものがかかるのかからないのか、かわりませんけれども、こういう新しい燃料革命といひますか、燃料体制のもとにおいては、私は課税についてやはり総合的な検討を必要とするのではないかと、こういうことを考えております。したがって、エネルギー革命といひますか、燃料革命といひますか、そういうものに対応する税務行政といふものを今日からお考えになつておく必要があるのではないかと、こういうことだけを申し述べまして、その対象となるべき通産省の鉱山局の人がお見えになつておりませんので、私の質問を終わります。

○内田委員長 次回は、明後十六日、金曜日、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

大蔵委員會議録第十八号中正誤

四三ページ二段末三行の仕切り線の前に次のように入るべきの誤り。

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、平年度約千五百万円である。

昭和四十二年六月十九日印刷

昭和四十二年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局